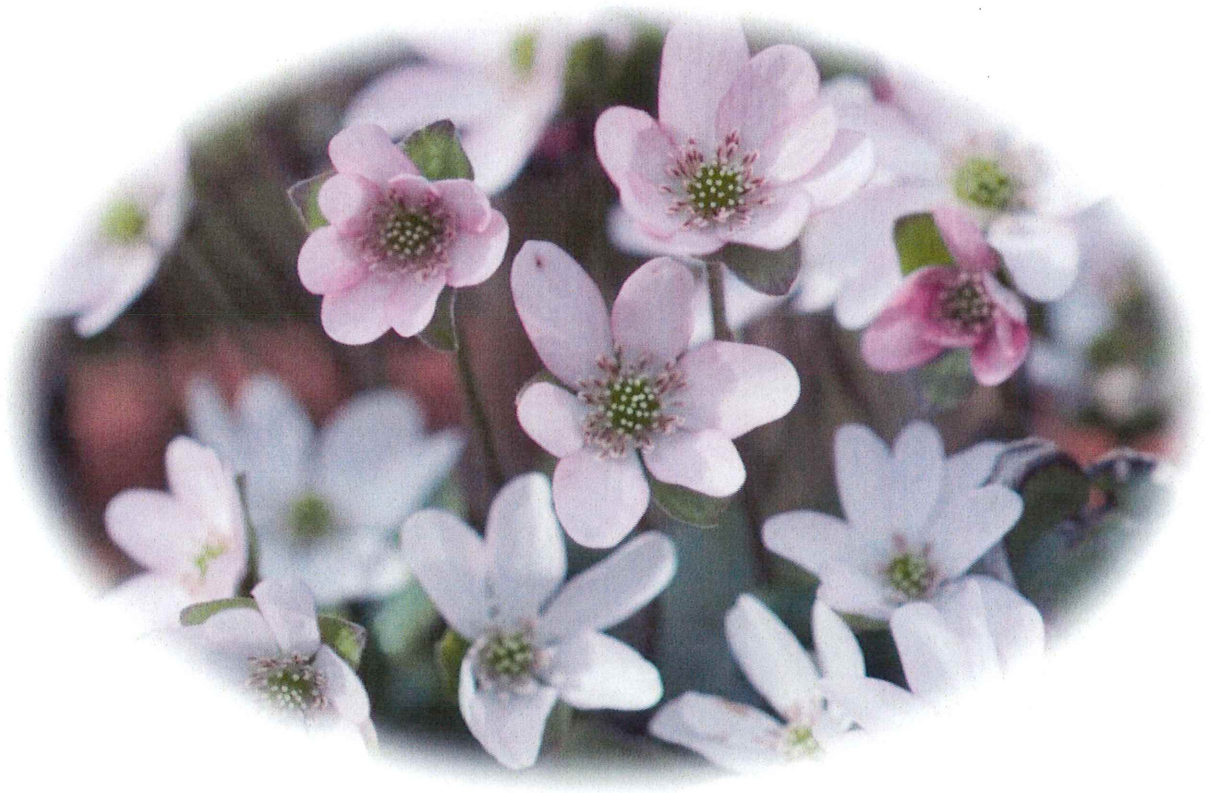


令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月

輪島市立輪島中学校

目 次

第 1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
	(1) いじめに対する基本認識	
	(2) 学校及び学校の職員の責務	
2	いじめ防止等の対策のための組織	1
3	いじめの未然防止の取組	2
	(1) いじめを許さない雰囲気づくり	
	(2) わかる授業づくりの推進	
	(3) 自己有用感や自己肯定感の涵養	
	(4) 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定	
4	いじめの早期発見のための取組	3
	(1) アンケート調査や教育相談の実施	
	(2) 教師と生徒の信頼関係の構築	
	(3) 家庭や地域との連携	
	(4) 教職員間の情報共有	
5	いじめへの対処	3
	(1) 組織的な指導体制の確立	
	(2) 関係機関との連携	
	(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
第 2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のために実施する施策	5
	(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）	
	① 目的	
	② 構成	
	③ 役割	
	④ 校内体制	
	(2) いじめの防止等の具体的な取組	
	① 授業改善に関わる取組	
	② 道徳教育や人権教育等の充実	
	③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組	
	④ 生徒会の取組	
	⑤ 情報モラル教育の充実	
	⑥ アンケートや教育相談	
	⑦ 校内研修の実施	
	⑧ 家庭や地域との連携	
	⑨ 年間指導計画表	

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

- ① 学校で分かるいじめ発見のポイント
- ② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

(4) いじめへの対処に関する留意事項

- ① いじめを受けている生徒への対応
- ② いじめを行っている生徒への対応
- ③ いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応
- ④ いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応
- ⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応
- ⑥ いじめが「解消している」状態を判断するための要件

2 いじめの防止等の対策のための組織 16

(1) 重大事態の発生と報告

- ① 重大事態の意味
- ② 重大事態の報告

(2) 重大事態の調査

(3) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ② 調査結果の報告

第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

- 1 学校いじめ防止基本方針の公表 18
- 2 主な相談機関の案内 18

【参考資料】 輪島市いじめ防止対策推進条例 (平成28年3月22日条例第6号)
 . . . 19

輪島市立輪島中学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするために、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

（2）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、児童生徒支援加配、養護教諭、その他関係職員等による「いじめ問題対策チーム」を設置して、同チームを定期的開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

【組織（いじめ問題対策チーム）の構成員と役割】

〈構成員〉校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、児童生徒支援加配、養護教諭、いじめ対応アドバイザー、ＳＣ、その他（校長が指名）

〈役割〉

①未然防止の推進と基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証…生徒指導主事、児童生徒支援加配

②教職員の共通理解と意識啓発…生徒指導主事、校長

③児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取…校長、生徒指導主事

④個別面談や相談の受け入れ、及びその集約…児童生徒支援加配、養護教諭、生徒指導主事

⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約…生徒指導主事

⑥発見されたいじめ事案への対応…生徒指導主事、教頭、学年主任

⑦構成員の決定…校長

⑧重大事態への対応…校長・生徒指導主事

（重大事態が起きた場合は、国が示したフローチャートに従い、教育委員会の判断に応じて対応する）

３ いじめの未然防止の取組

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

（１）いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

（２）わかる授業づくりの推進

生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、生徒１人ひとりが達成感や充実感を持てる、わかりやすい授業の実践に努める。

（３）自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(4) 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

4 いじめの早期発見のための取組

生徒のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

(1) アンケート調査や教育相談の実施

年間計画に基づき、定期的にアンケート調査と教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

(2) 教師と生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と生徒の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、生徒が教職員に相談してくれた場合に、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

(3) 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

(4) 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。

5 いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、校区、校種を越えた事案の場合は、校長を通して情報収集し、迅速な解決方法を双方向に行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、日頃より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

(2) 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って輪島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、日頃から、情報共有体制を構築しておく。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、学校外（他の地域や他校などとまたがる）での事案では、学校長を通して生徒指導主事、関係職員で情報を共有し迅速に対応する。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、児童生徒支援加配、養護教諭等とし、実情に応じて部活動顧問やスクールカウンセラー等の必要と思われる教職員等を加え構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
 - ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
 - ・取組実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
 - ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・全ての教職員に対して、学校いじめ防止基本方針の周知と啓発
- ・PDCAサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校いじめ防止基本方針の生徒や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・生徒会が主体となった取組の推進
- ・PTAや関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

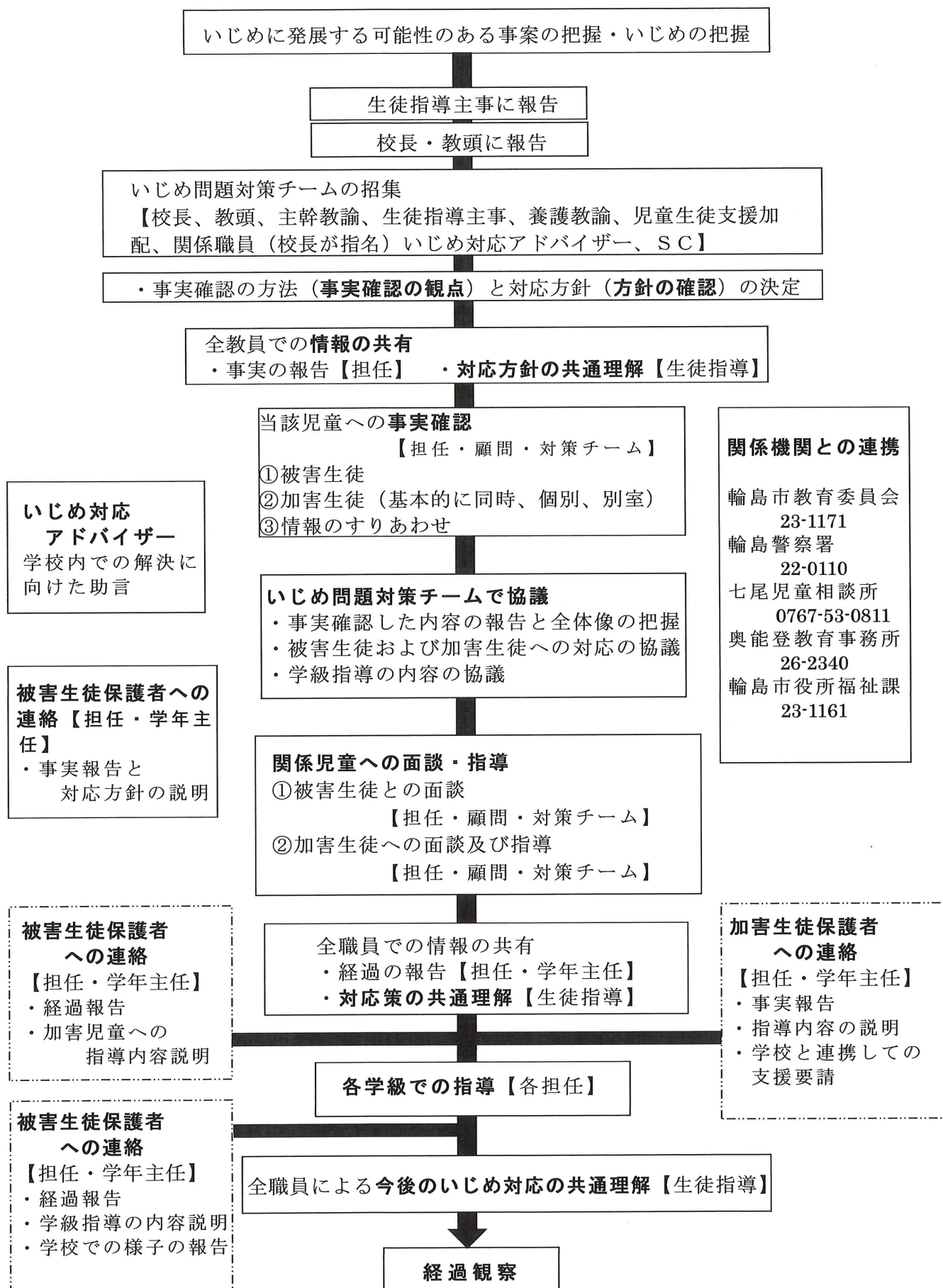
カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーの活用 等

キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員と連携した対応
- ・生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに保護者に通知し、警察に相談・通報する 等

④ 校内体制



※関係生徒への面談の記録を時系列で残す。【担任、及び面談担当者】

※対策チームの協議内容、事案への対応の記録を残す。【生徒指導主事】

(2) いじめの防止等の具体的な取組

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。

【取組】

- ・授業参観週間を設定し、教職員相互で授業を参観し合う。
- ・学校全体で「聞く姿勢」「話し合う」ルールを共通理解する。
- ・生徒が自分の意見や考えを表現する場を設定する。
- ・生徒の「振り返り」を基に、授業改善に生かす。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・道徳教育の年間指導計画を週案に綴り、終了した内容項目をチェックする。
- ・人権週間に、共通教材を用いた学習や生徒会による人権集会による学習を実施する。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・体育祭、文化祭等でより多くの生徒に役割を与える。
- ・生徒会の委員会活動等を充実させる。

④ 生徒会の取組

生徒会が中心となり、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- ・いじめ撲滅に関する取組（宣言・標語等）を充実させる。
- ・月の生活目標を意識した委員会活動を行う。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を生徒の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・外部の講師を招き、ネットいじめ防止講演会を実施する。
- ・年間指導計画に基づき、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

⑥ アンケートや教育相談

年間に複数回（学期に1回以上）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ・学期に1回以上「生活アンケート」「いじめアンケート」等を実施する。
- ・学期に1回教育相談週間を設け、「教育相談」を実施する。
- ・年2回Q-Uアンケートを実施し、個人や学級集団の状態を把握する。
- ・各種調査結果をもとに、生徒理解の時間を設け、共通理解を図るとともに、より良い学級づくりに努める。

⑦ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。
- ・いじめの事例検討会を行い、校内体制の点検及び整備を行う。
- ・いじめ対応アドバイザー招聘研修等、いじめの防止等についての研修を行う。

⑧ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。その他、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

【取組】

- ・PTA総会等で、学校いじめ防止基本方針について、保護者に説明する。
- ・「いじめアンケート」「携帯電話・インターネットアンケート」等の結果について、保護者に提示する。

◇「未然防止の取り組み」の効果の検証方法

- ・学期に1回の「生活アンケート」「いじめアンケート」「教育相談」。年2回の「Q-Uアンケート」を分析し、いじめの訴えを把握する。
- ・未然防止のために、「学校生活が楽しい」と肯定的にとらえる生徒の割合95%を維持する。

⑨ 年間計画

月	学校行事等	いじめの防止等に関わる取組							
		①授業改善に関わる取組	②道徳教育や人権教育等の充実	③自己有用感や自己肯定感を育む取組	④生徒会の取組	⑤情報モラル教育の充実	⑥アンケートや教育相談	⑦校内研修の実施	⑧家庭や地域との連携
		【研究主任】 重点の確認 1学期の取組の共通理解 研究部会	【道徳教育推進部会】 重点項目の確認 道徳の年間指導計画表の配付	【特別活動担当】 特別活動の全体計画・年間計画の確認	【生徒会担当】 スローガン作成 生徒集会	【情報教育担当】 情報モラル教育の年間指導計画の確認	【教育相談担当】 いじめアンケート（生徒）	【生徒指導主事】 職員会議（学校いじめ防止基本方針の周知） PTA協議会 PTA総会	【主幹教諭】 学校いじめ防止基本方針の周知 PTA協議会 PTA総会
4	始業式・入学式 修学旅行・全学年PTA総会 授業参観	重点の確認 1学期の取組の共通理解 研究部会	重点項目の確認 道徳の年間指導計画表の配付	特別活動の全体計画・年間計画の確認	スローガン作成 生徒集会	情報モラル教育の年間指導計画の確認	いじめアンケート（生徒）	職員会議（学校いじめ防止基本方針の周知） 生徒理解	学校いじめ防止基本方針の周知 PTA協議会 PTA総会
5		学習規律強化週間 校内研修			生徒総会	携帯・スマホアンケート	いじめアンケート（保護者） バーソナルカード 定期教育相談① QUテスト		PTA役員会
6	能登地区大会兼 県体予選 授業参観・学校公開 保護者懇談 学校公開 終業式	研究部会	公開授業		生徒集会 （ネットトラブについて）	ネットトラブ未然防止講演会	生活学習アンケート	いじめ対応アドバイザー招聘研修会（事例検討）	PTA役員会
7		授業アンケートによる点検	清掃ボランティア活動		生徒集会	ネットトラブ大作戦			通知表懇談による情報交換
8		2学期の取組の共通理解 学習規律強化週間 研究部会			生徒平和集会			校内研修会（事例検討）	学校関係者評価委員会 PTA役員会
9	始業式 体育祭		体育祭の充実・活動のよりかえり		生徒集会		バーソナルカード 定期教育相談② QUテスト		PTA役員会
10		研究部会			前期ふりかえり 生徒集会				PTA役員会
11	文化祭 授業参観・学校公開 保護者懇談 終業式	研究部会	公開授業	文化祭の充実・活動のよりかえり	いじめ撲滅標語の作成 生徒人権集会	ネットいじめ防止講演会	生活学習アンケート 保護者アンケート		通知表懇談による情報交換
12		3学期の取組の共通理解 授業アンケート 学習規律強化週間 研究部会			生徒集会			いじめ対応アドバイザー招聘による研修会	
1					生徒集会				
2	新入生説明会 授業参観・学校公開 教育懇談会	取組の分析・改善 重点の明確化 研究部会	道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直し	特別活動の全体計画・年間計画の見直し	新入生説明会 生徒集会	情報モラル教育の年間指導計画の見直し	バーソナルカード 定期教育相談③ 生活学習アンケート	PTA役員会 PTA協議会 学校関係者評価委員会	
3	中業式 修了式	次年度の重点の確認	次年度の重点項目の確認		後期ふりかえり		アンケートの見直し	校内研修会（次年度の取組）	
通年		生徒指導の機能を生かした授業改善	年間指導計画に基づき道徳の時間の実施	児童会・生徒会の委員会活動の実	月目標を意識した委員会活動あいさつ運動	年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施	カウンセリング	職員会議にて生徒指導・通信生徒指導	学校だより 保護者への連絡

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている生徒が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その生徒が配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

○ いじめを行っている生徒が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放課後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

＜注意しなければならない生徒の様子＞

様 子 等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される	○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、生徒の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

＜いじめを受けている生徒が家庭で出すサイン＞

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

＜インターネットを通じて行われるいじめを受けている生徒が家庭で出すサイン＞

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

（４）いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への指導も行う。

① いじめを受けている生徒への対応

【学校】

- ・ いじめを受けている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめを行った生徒の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・ いじめを受けている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・ 子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気をかけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている生徒への対応

【学校】

- ・ 頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめを行った生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・ いじめを行った生徒の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・ 子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている生徒を守り通すことを十分伝える。
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・ 家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・ 教師が仲介役になり、いじめを受けた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ いじめを行った生徒の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・ 保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・ 生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応

- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する

行為であることを理解させる。

- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑥ いじめが「解消している」状態を判断するための要件

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

（1）重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告及び調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

③ 警察との相談・通報及び連携

日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。

第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

2 主な相談機関の案内

相 談 機 関	電話番号	受付時間
石川県教育委員会 24時間いじめ相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
石川県心の健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

【参考資料】

輪島市いじめ防止対策推進条例

(平成 28 年 3 月 22 日条例第 6 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、輪島市(以下「市」という。)、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、輪島市学校設置条例(平成 18 年輪島市条例第 89 号)第 1 条に規定する学校をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第 4 条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第 6 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第 7 条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(輪島市いじめ防止対策推進基本方針)

第 8 条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を輪島市いじめ防止対策推進基本方針(以下「基本方針」という。)として定めるものとする。

2 基本方針は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)第 12 条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(輪島市いじめ問題対策連絡協議会)

第 9 条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第 14 条第 1 項の規定に基づき、学校、輪島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される輪島市いじめ問題対策連絡協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項

(2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

(3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 第 1 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(輪島市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第 10 条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、輪島市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下この条において「対策委員会」という。)を置く。

- 2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
- 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 対策委員会は、学校において法第 28 条第 1 項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第 28 条調査」という。)を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前 3 項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(輪島市いじめ問題調査委員会)

第 11 条 市長は、法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、市長の附属機関として、輪島市いじめ問題調査委員会(以下この条において「調査委員会」という。)を置くことができる。

- 2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、学校が行った法第 28 条調査の結果について、法第 30 条第 2 項に規定する調査(以下この条において「再調査」という。)を行う。
- 3 学校の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第 28 条調査を行った組織の構成員以外のものの中から、市長が委嘱し、又は任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 6 調査委員会を設置したときは、市長は、これを議会に報告する。
- 7 第 4 項及び第 5 項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。